

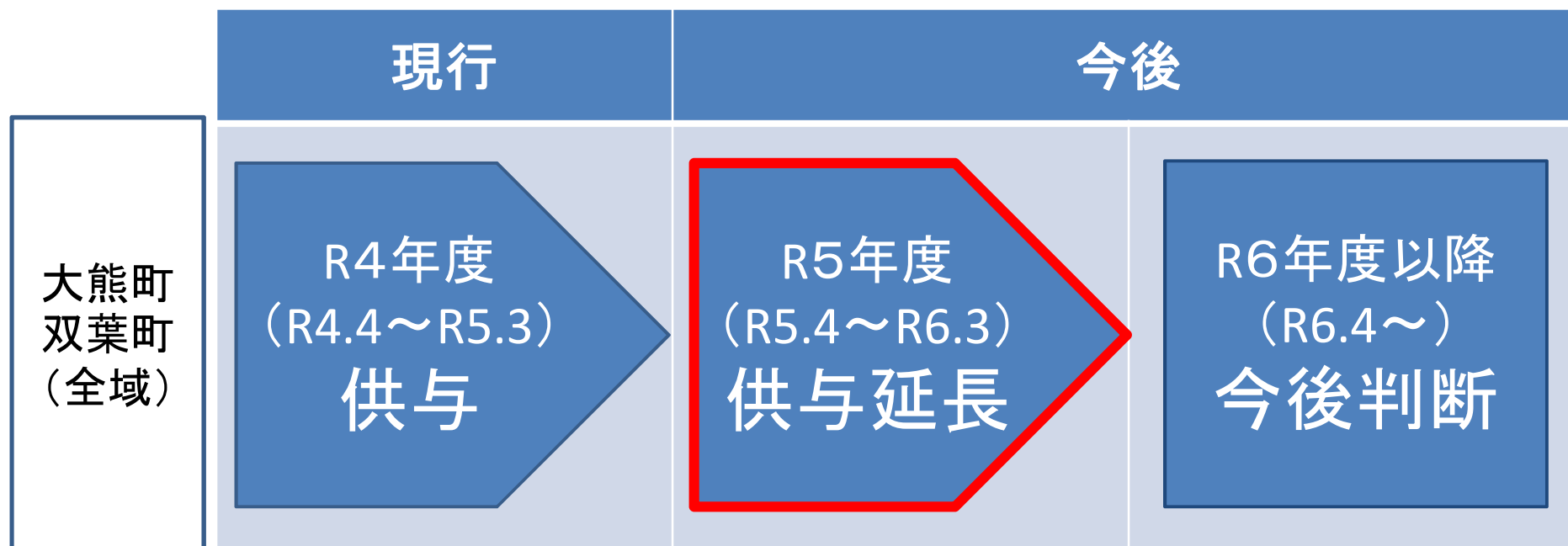
応急仮設住宅の供与期間の延長について(案)

資料2

○ 大熊町、双葉町

大熊町の特定復興再生拠点区域の避難指示が6月に解除され、双葉町も8月に避難指示解除が予定されているが、拠点区域内の帰還の受け皿となる住宅の整備状況等に鑑み、現時点では生活再建に時間を要することから、国及び両町との協議を踏まえ、引き続き、令和6年3月末まで1年間延長。

なお、令和6年4月以降の供与については、今後判断。



※応急仮設住宅供与戸数:大熊町・双葉町 計733戸(R4.4.1現在)